

第 22 期
大分海区漁業調整委員会

第 16 回委員会

議 事 録

開催日時 令和 5 年 2 月 16 日(木) 午後 14 時

開催場所 大分市府内町 3 丁目 5 番 7 号
大分県水産会館 5 階 研修室

第22期大分海区漁業調整委員会第16回委員会議事録

- 1 . 開催日時 令和5年2月16日(木) 午後14時00分
- 2 . 開催場所 大分県水産会館5階 研修室
- 3 . 出席委員 小野 眞 一 (会長、議長)
阿部 貴 史
藤本 昭 夫
須川 直 樹
渡邊 英 敏
足田 一 則
齋藤 信 二
濱田 貴 史
阿部 義 広
森崎 真 吾
山尾 和 久
本庄 新
- 欠席委員 清家 皆 一、山本 勇、小野 裕 佳
- 事務局 倉橋事務局長、大石事務局次長、中川主幹、大竹主任
- 農林水産部 高野審議監
- 漁業管理課 甲斐主任
- 水産振興課 上田技師
- 臨席者 東部振興局 真田康広、大分市 津守翔太
- 4 . 議事録署名委員 阿部貴史委員、山尾和久委員
- 5 . 協議事項及び審議の結果
- 第1号議案 海区漁場計画について(答申)
審議の結果 異議のない旨答申することに決した

第 2 号議案	豊後水道におけるたる流し漁業（立縄釣漁業）の禁止について
審議の結果	原案のとおり委員会指示を発出することに決した
第 3 号議案	伊予灘及び豊後水道におけるくるまえびの採捕の禁止について
審議の結果	原案のとおり委員会指示を発出することに決した
第 4 号議案	あわび類、うに類の採捕の禁止について
審議の結果	原案のとおり委員会指示を発出することに決した

6 . 審議概要

事務局長 ただいまから、第 2 2 期第 1 6 回大分海区漁業調整委員会を開会いたします。

事務局長の倉橋です。よろしくお願いいたします。

はじめに、本日の委員の出席状況ですが、15 名中 11 名の委員が出席されています。藤本委員が現在空港からこちらに向かっているということですので、いらっしゃれば 12 名になります。現時点で過半数を超えていますので、漁業法第 1 4 5 条の規定により、本委員会が成立していることをご報告いたします。

それでは、農林水産部の高野審議監から、ご挨拶を申し上げます。

高野審議監 （ あいさつ ）

事務局長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります前に、お手元の資料の確認をいたします。本日も資料をタブレットで用意しております。

タブレットの画面に議案書があります。ご確認ください。紙の資料が必要な方は、挙手をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。大分海区漁業調整委員会規程第 5 条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、小野会長に以後の議事進行をよろしくお願いいたします。

議 長 議事に入ります前に議事録署名委員を決めたいと思います。

山尾委員と阿部貴史委員にお願いします。

それでは議事に入ります。

第 1 号議案「海区漁場計画の作成について」を審議します。この議案は、前回の委員会で一度説明をしていますので、おさらいということで事務局は簡単に説明してください。

事務局長

議案書の2ページをご覧ください。第1号議案「海区漁場計画の作成について」ご説明します。これは、前回、1月27日に開催した第15回委員会において諮問しており、この時は一度お持ち帰りご検討いただき、本日の委員会で答申をするものです。

内容については、前回説明していますので、本日は確認のため概要のみご説明します。

最初に資料の訂正があります。前回の委員会でお持ち帰りいただいたフラットファイルの漁場計画37ページをご覧ください。

一点目は、基点第150号について、「佐伯市大字狩生字外間越西ノ鼻3779番地」で切れていますが、この後「の標識」の文字が入りません。

二点目は、同じページの漁場の区域の点、への部分について、「基点第151号と基点第155号とを結んだ直線と基点第150号と基点第157号とを結んだ直線との」で切れていますが、この後「交点」の文字が入りません。

三点目は、92ページをご覧ください。基点第1014号のイの部分について「基点第1014号と佐伯市鶴見西ノ瀬灯浮標とを結んだ直線と、基点第1015号と佐伯市鶴見三栗島頂上とを結んだ直線との交」で切れていますが、この後「点」の文字が入りません。

以上三点訂正をお願いします。

次のページ(3ページ)をご覧ください。知事からの諮問文を載せています。

次のページ(4ページ)をご覧ください。1の「漁業権について」ですが、本県の海面における漁業権は共同漁業権が81件、区画漁業権が164件、定置漁業権が2件設定されております。2の「海区漁場計画の作成」ですが、青色の四角をご覧ください。こちらにありますとおり、各漁業権の存続期間はそれぞれ異なるものの、全て令和5年度中に満了します。このうち、上から三番目の区画漁業権のうち「真珠養殖」は、満了時期が他より遅いことから、後日諮問を行う予定ですので、今回は他の3種についてご審議いただきます。

3の「免許までの流れ」をご覧ください。図は、令和4年11月から来年の免許までの主な手続きを示しており、左から3番目の四角の委員会から答申が本日の委員会です。

次の手続きは令和5年度となりますが、本日答申いただいた内容を踏まえ、4月末までに海区漁場計画を告示します。その後区画漁業権は6月から7月中旬頃、共同漁業権及び定置漁業権は7月から10月中旬頃を目安に免許申請を受け付けます。次に、申請者の適格性を審査し、免許を与えることが適切かなどを判断します。区画漁業権は8月、共同漁

業権及び定置漁業権は11月の委員会へ諮問、その後答申をいただきまして、それぞれの免許存続期間満了に間に合うよう進める予定としております。免許までの流れは以上となります。

次のページ(5から9ページ)をご覧ください。昨年11月に実施した利害関係人の意見聴取の結果です。各意見の説明は省略いたしますので、別途ご参照ください。

10ページをご覧ください。4の「海区漁場計画の内容について」です。漁業法第63条第1項において、海区漁場計画の要件が定められています。ひとつは、「海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないこと」です。これについては、国、県の関係課及び市町村に意見照会を行い、全て「異議なし」とする回答を得ました。

もうひとつの要件が「適切かつ有効に活用されている漁業権が、おおむね等しい漁業権として設定されていること」です。

今回の一斉切替えに当たり、現在免許されている漁業権者が「適切かつ有効」に漁場を利用しているかどうか、漁協各支店及び個別漁業権者に対してヒアリングを行いました。その結果、「適切かつ有効」に活用されているものは「継続」、そうでないものは「内容を見直して継続又は廃止」としております。

こうしたことを踏まえ、今回の漁場計画における主な見直し内容は下の枠囲みのとおりです。

一つ目は、区画漁業権における1漁業権1漁業種類の廃止です。これは、一斉切替えに伴い発出された水産庁からの技術的助言に沿った見直しで、養殖対象の魚種を明記しないこととします。具体例といたしましては、これまで「わかめ養殖業」となっていたものが「藻類養殖業」へ、「かき養殖業」となっていたものが「貝類養殖業」となります。

二つ目は、操業実態のない「地びき網漁業」の削除です。こちらも国の技術的助言に沿った見直しです。ほとんどの地区において操業実績のない地びき網漁業を、共同漁業権の漁業種類から削除します。なお、漁業権から削除された後も、漁業者が操業することは可能です。

三つ目は、「適切かつ有効」でない区画漁業権及び飼付漁業権の廃止です。先ほどご説明したように、漁業法上「適切かつ有効」に活用されていない漁業権は、継続することができません。そうしたものにつきましては、今回の切替えで廃止することとしました。なお、行使者の体調不良や漁具の修繕等合理的な理由がある場合は継続も認められることとされています。

以上が漁場計画の作成に関する概要の説明です。

次のページ(11ページ)をご覧ください。海区漁場計画を告示する際の告示案です。漢数字の一から五まで項目があり、漢数字の一の「別

表」とは、前回フラットファイルでお配りした漁場計画を指します。その他の項目につきましては、それぞれ記載のとおりです。なお、告示文及び漁場計画の細かい字句の訂正については、事務局に一任をお願いしたいと思っています。説明は以上です。

議長 事務局から説明がありましたが、資料が膨大なので、わからないこともあるかと思いますが、この件につきましてご意見・ご質問はありませんか。

ご意見もないようですので、第1号議案については原案のとおり異議ない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、第1号議案については原案のとおり異議ない旨知事に答申することといたします。

次に第2号議案「豊後水道におけるたる流し漁業（立縄釣漁業）の禁止について」を審議します。

事務局は提案理由を説明してください。

事務局長 それでは、議案書の55ページをご覧ください。「豊後水道におけるたる流し漁業（立縄釣漁業）の禁止について」ご説明します。

豊後水道では漁業調整上の理由から、委員会指示により、同海域でたる流し漁業を禁止していますが、この委員会指示の有効期間が本年3月31日で終了するため、大分県漁業協同組合長から引き続き同様の内容で委員会指示の発出要望があったものです。

次のページ（56ページ）をご覧ください。大分県漁業協同組合長から会長あての要望書を掲載しています。

次のページ（57ページ）に漁具図を載せていますが、このたる流し漁業または立縄釣漁業ともいわれる漁法は、平成2年頃にふぐの浮き延縄漁業が禁止されたことにより導入が進んだ漁法で、水面上に発泡スチロールなどの浮子を浮かべ、その下に幹糸を垂らし、さらにその幹糸から枝糸を出して、それに針をつけて釣る漁法です。

この図では、模式的に表現しているため針が3本しかありませんが、実際には10本から15本の針が付いています。

一人が一度に数十個を流すため管理が十分にできず紛失することがあり、海面上を自由に動いて回るため他の漁業に支障があること、また、この漁具が海岸に流れ着き、そのまま放置されていることなどから問題があるということで、平成5年から本県豊後水道の関係漁業者間の自主規制として豊後水道では禁止してきました。

そのような中で、平成7、8年頃から高知県や宮崎県漁船の操業が見られるようになり、特に平成13から14年にかけてシロサバフグが大量に漁獲された時には、高知県や宮崎県の漁船が多数操業し、大分県の漁業者の操業に支障をきたすようになりました。

そこで、大分県として両県に事情を説明して協力を求めましたが、「この漁法が自由漁業であり、大分県が自主規制ということでは指導しにくい」旨の回答が両県からありましたので、平成15年度から委員会指示を発出して規制しているものです。

次のページ(58ページ)に委員会指示案を載せていますが、「漁業法第120条第1項の規定により、次のとおりたる流し漁業(立縄釣漁業)(一端を浮子で海面上に保持し、海中において垂直に立つようにした釣漁具を使用して行う漁業をいう。)を禁止する。」としています。

漢数字の一の禁止区域として、豊後水道、大分県関埼灯台と愛媛県佐田岬灯台を結んだ直線以南の大分県海域としています。

次に、漢数字の二の禁止期間ですが、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとしています。禁止期間を更新する以外は現行の委員会指示と同じ内容です。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局から説明がありました。この件につきましてご意見・ご質問はありませんか。

海域は違いますが、豊後水道より北の海域についてトラブルはありませんか。

事務局長 トラブルは特に聞いておりません。

議 長 他にご意見もないようですので、第2号議案については原案のとおり委員会指示を発出することに、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 異議がないようですので、原案のとおり委員会指示を発出することとします。

次に、第3号議案「伊予灘及び豊後水道におけるくるまえびの採捕の禁止について」を審議します。

事務局は説明してください。

事務局長 それでは議案書の59ページをご覧ください。

第3号議案の「伊予灘及び豊後水道におけるくるまえびの採捕の禁止

について」ですが、大分県のくるまえびの漁獲量は昭和61年の641トンをピークに大きく減少し、近年50トン前後で推移しています。そのため、早急に資源回復を図る必要があることから、委員会指示により、豊後水道では平成17年から、伊予灘では平成23年から、全長13センチメートル以下のくるまえびの採捕を禁止しています。

この委員会指示の有効期間が本年3月31日で終了するため大分県漁業協同組合長から引き続き同様の内容で委員会指示の発出要望があったものです。

次のページ(60ページ)をご覧ください。大分県漁業協同組合長から会長あての要望書を掲載しています。

次のページ(61ページ)は委員会指示案ですが、漁業法第120条第1項の規定により、次のとおり全長13センチメートル以下のくるまえびの採捕を禁止するとしています。

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。として試験研究等については適用除外としています。

漢数字の一の禁止区域は、国見と姫島の地先海面から南の伊予灘及び豊後水道の大分県海域を文字で表現しています。

漢数字の二の禁止期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日までとしています。禁止期間を更新する以外は現行の委員会指示と同じ内容です。

次のページ(62ページ)に禁止区域の図を示しています。斜線の区域が禁止海域です。

点イは豊後高田市と国東市との最大高潮時海岸線における境界点、点口は、その点イから磁針方位350度8,000メートルの点です。点ハは、東国東郡姫島村姫島灯台から山口県熊毛郡上関町小祝島西端見通し線上8,000メートルの点です。

点ニは、山口県熊毛郡上関町小祝島西端です。

禁止区域は、点イと点口を結んだ直線、点口から姫島を北回りに点ハまでに至る間の最大高潮時海岸線から8,000メートルの線、点ハから点ニを通る直線、これを順次に結んだ線以南の大分県海域です。

伊予灘では、山口県、愛媛県との間で3県協定が結ばれており、協定水域が定められているので、その範囲を大分県海域としています。

一方、豊後水道では、対象漁業である小型底びき網漁業で愛媛県との境界線がはっきりとは定められておりませんので、東側のラインを引いていません。

次のページ(資料1)をご覧ください。平成23年4月に大分県が策定しました大分県資源管理指針です。県の水産資源の管理の方針等を取りまとめたもので、くるまえびについて重要資源と位置づけ、取組等に

ついてまとめておりますのでご紹介します。

次のページ（資1ページ）をご覧ください。グラフの下の（2）の資源管理の目標として太字で示しているとおり、漁獲量の減少傾向が続いていることから、この状況の改善を目標とするとしています。（3）の資源管理措置として漁獲対象とする小型機船底びき網漁業とさし網漁業で取り組むとしており、2．小型機船底びき網漁業、5．さし網漁業それぞれの漁業において、（2）の資源管理措置に太字で示しているとおり、小型魚の保護に取り組み、資源の回復を図る必要があるとしています。

グラフにあるとおり最近の漁獲量は、ほぼ横ばいで推移しております。以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありました。この件につきましてご意見・ご質問はありませんか。

ご意見がないようですので、第3号議案については原案のとおり委員会指示を発出することに、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、原案のとおり委員会指示を発出することとします。

次に、第4号議案「あわび類・うに類の採捕の禁止について」を審議します。

事務局は説明してください。

事務局長 それでは、議案書の63ページをご覧ください。

第4号議案の「あわび類、うに類の採捕の禁止について」説明します。

大分県漁業協同組合では、あわび類、うに類の漁獲量が減少傾向にあることから、種苗放流を行うとともに、その放流場所を2年間禁漁とする資源管理措置を実施しています。

この取組の実践に係る公的担保措置として、大分県漁業協同組合長から委員会指示の発出要望があったものです。

次のページ（64ページ）に大分県漁業協同組合長から会長あての要望書の写しを掲載しています。

1の禁漁区の設定をご覧ください。別府地区から名護屋地区まであわび類のみ5地区、あわび類・うに類1地区の合計6地区において、放流場所周辺を2年間禁漁区とするため委員会指示を発出してほしいという要望であります。

次のページ（65ページ）をご覧ください。委員会指示案です。最初に「漁業法第120条第1項の規定により、次に掲げる区域においてあわび類、うに類の採捕を禁止する。」としていますが、「ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。」として第3号議案と同じく試験研究等については適用除外しています。

次に、漢数字の一の禁止区域では、あわび類7箇所、うに類2箇所の合計9箇所について、表記しています。区域については、後で図にて説明します。

67ページをご覧ください。最後から2行目のところ、漢数字の二の禁止期間ですが、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間としています。

次のページ（68ページ）から、位置図と拡大図を掲載しています。

68ページの左側から説明しますと、別府地区であわび類、臼杵地区の下ノ江であわび類とうに類、臼杵地区の深江であわび類とうに類、津久見地区の四浦であわび類の採捕を禁止するもので、赤色の範囲が禁止区域となります。次のページ（69ページ）をご覧ください。保戸島地区、佐伯市の入津地区、名護屋地区の赤色の範囲であわび類の採捕を禁止するものです。

単純に同じ場所で禁漁を継続するのは別府地区、名護屋地区の2箇所、新規で禁漁区を設定するのは臼杵地区の下ノ江のあわびの1箇所です。その他の6箇所は禁止する場所の輪番制を採用しており、過去に委員会指示で禁止した実績のある場所となり、実質的には継続箇所となります。

なお、ページ下の表に今回禁漁区を設定するそれぞれの区域の面積を掲載しています。放流する魚種についてはあわび類がメガイアワビ、クロアワビですが、地域によって単一、両方の場合があります。うに類についてはアカウニとなります。

次のページ（資2ページ）をご覧ください。大分県資源管理指針にまとめられているアワビ類及びウニ類の記載を抜粋しております。あわび類、うに類ともに近年漁獲量が減少傾向にあることから、種苗放流、放流場所の一定期間の禁漁、密漁監視等の措置についても取り組み、資源の回復を図る必要がある。としています。

グラフにありますように、両方とも漁獲量は、最近、ほぼ横ばいで推移しております。以上で説明を終わります。

議長

事務局から説明がありましたが、この件につきましてご意見・ご質問はありませんか。

禁漁区については、餌となる藻場などの造成はしていますか。

事務局長 基本的に、禁漁にして大きく育てるのが目的なので、藻場がある場所に禁漁区を設定して放流しています。また、水産多面的機能発揮対策事業などの補助事業があり、それを活用して藻場の保全や造成をしている地区もあります。

議 長 他にご意見ありませんか。他にご意見もないようですので、第4号議案については原案のとおり委員会指示を発出することに、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 異議がないようですので、第4号議案については原案のとおり委員会指示を発出することとします。
これで予定していた議案は終了いたしました。
他に何かありませんか。なければこれで委員会を終了します。

事務局長 ご審議誠に疲れ様でした。
次回の委員会は3月15日(水)、10時から水産会館で開催したいと思っておりますので、大変お忙しいとは存じますが、日程の確保について、ご配慮をお願いいたします。

以上、第22期大分海区漁業調整委員会第16回委員会の顛末を記録し、その公正なることを証するため署名する。

令和5年2月16日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員

